

鴻巣市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則をここに公布する。

平成28年3月30日

鴻巣市長

鴻巣市規則第25号

鴻巣市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

(別紙)

# 鴻巣市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

平成28年3月30日

鴻巣市規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の記録)

第2条 市民等（市内に在住し、在勤し、在学し、又は滞在する者をいう。）から空家等の情報提供を受けたときは、空家等情報受付簿（様式第1号）にその内容を記録するものとする。

(管理台帳)

第3条 法第9条第1項又は第2項の調査を行ったときは、空家等管理台帳（様式第2号）に記録し、管理するものとする。

(立入調査の通知)

第4条 法第9条第3項の規定による立入調査に係る通知は、空家等立入調査通知書（様式第3号）により行うものとする。

(立入調査員証)

第5条 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第4号）とする。

(助言又は指導)

第6条 法第14条第1項の助言又は指導は、口頭又は助言・指導書（様式第5号）により行うものとする。

(勧告)

第7条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第6号）により行うものとする。

(命令)

第8条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第7号）に

より行うものとする。

(事前通知書)

第9条 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書(様式第8号)とする。

(意見書)

第10条 法第14条第4項の意見書は、命令に係る事前通知に関する意見書(様式第9号)により行うものとする。

(意見聴取請求)

第11条 法第14条第5項の規定による請求は、意見聴取請求書(様式第10号)により行うものとする。

(意見聴取通知)

第12条 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取実施通知書(様式第11号)により行うものとする。

(行政代執行)

第13条 法第14条第9項の規定により、市長が自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせる場合における行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第12号)により行うものとする。

2 行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書(様式第13号)によるものとする。

3 行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証(様式第14号)によるものとする。

(標識)

第14条 法第14条第11項の規定による標識は、標識(様式第15号)によるものとする。

(公示)

第15条 法第14条第11項の規定による公示は、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則(平成27年総務省、国土交通省令第1号)

で定める方法のほか、鴻巣市公告式条例（昭和 29 年鴻巣市条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

（委任）

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。